

第 38 号	関西圏大学非常勤講師組合	2013年11月30日発行
URL: <a href="http://www.hijokin.org">http://www.hijokin.org</a> email: <a href="mailto:sodan@hijokin.org">sodan@hijokin.org</a> 郵便振替 00950-2-203528 [関西圏大学非常勤講師組合]	<b>非常勤の声</b>	委員長: 新屋敷 健 email: <a href="mailto:take0shin@gmail.com">take0shin@gmail.com</a> 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7丁目 1-39-102 大私教気付

- p.1 非常勤講師等の有期雇用教員への労働契約法の特例(10年無期雇用転換)適用に反対する  
p.2 組合学習会や集会開催 p.2 近畿大学と定期交渉  
p.2-3 大阪電気通信大学から前進的回答 p.3 関西単一労組阪大分会と共同で阪大と団交  
p.3 同志社大学、立命館大学、関西大学との定期交渉について p.4 冬季カンパのお願い

## 非常勤講師等の有期雇用教員への労働契約法の特例(10年無期雇用転換)適用に反対する!

2013年4月1日付で施行された改正労働契約法第18条は、有期雇用労働者が1年契約の更新を繰り返して5年を超えた場合に、当該労働者の契約を無期雇用に転換する申込権を付与することを定めました。これは、1年契約を何度も契約更新する有期雇用労働者の雇用の安定を目指した改正ですが、大阪大学・神戸大学・早稲田大学等が無期雇用転換権の回避の為に非常勤講師を含む有期雇用教職員の5年雇い止めを決めました。

ところが、第18条の施行から1年もたたないうちに、この法律を骨抜きにして改悪しようとする別の法律改正が、秘密保護法をめぐる騒ぎの陰でひそかに進行しています。それは、「研究開発システムの改革等の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」の改正(以下、研究開発力強化法等の改正)です。実はこの法律改正が、改正労働契約法第18条の5年無期契約転換を、特例を定めて「10年」無期雇用契約転換にするためのものなのです。

具体的には、研究開発力強化法の改正案

の第2条(定義)「この法律において『研究開発』とは、科学技術(人文科学のみに係るものを除く。第15条の二第一項を除き、以下同じ)に関する試験もしくは研究又は科学技術に関する開発をいう」に、「『研究開発』とは、科学技術(人文科学のみに係るものを除く。第15条の二第一項を除き、以下同じ)」の1文を入れることで、「第15条の二第一項」だけは、「研究開発」の中に「人文科学のみに係るもの」も含まれます。その結果、文系の非常勤講師等の、大学や研究機関と有期雇用契約を結ぶ研究者・教員等にも「第15条の二第一項」が適用されます。そしてこの条項こそが、5年無期雇用契約転換を10年にするという「労働契約法の特例」を定めているのです。

この「労働契約法の特例」に対し、関西圏大学非常勤講師組合は首都圏大学非常勤講師組合・東海圏大学非常勤講師組合・大学等非常勤講師ユニオン沖縄と共に、反対緊急声明を出し、11月27日に改悪反対の緊急院内集会を開催しました。組合へのご支援をお願いします。(文責: 新屋敷)

# 「5年ルール問題」などで組合学習会、さまざまな集会開催、多方面から集会に多数参加！

非常勤の声第 37 号で告知した、大阪大学・神戸大学・早稲田大学等の改正労働契約法を理由とした有期雇用教職員 5 年雇い止め問題組合学習会が 10 月 27 日にエルおおさかで開催されました。当日は様々な立場の方たちが参加され、早稲田問題と、早稲田大学非常勤講師の約 100 名の組合員で結成された、首都圏大学非常勤講師組合早稲田ユニオン分会について、首都圏組合の松村委員長が講師として報告され、阪大問題に関しては、関西圏大学非常勤講師の新屋敷が報告しました。終了後は、近くの居酒屋での懇親会で交流が持たれました。

また 11 月 23 日（土）には「なくそう！

官製ワーキングプア 大阪集会」が新大阪丸ビル新館で開催され、180 名が参加しました。関西圏大学非常勤講師組合からも新屋敷らが参加し、大阪大学問題と、研究開発力強化法等の改正で、「10 年無期雇用契約転換権」を定めた「労働契約法の特例」を文系の非常勤講師にも適用する問題に関する報告を行いました。

更に、11 月 27 日「労働契約法の特例」反対緊急院内集会では、労働基準法第 90 条違反での大阪地検への大阪大学刑事告訴のその後（大阪地検からの事情聴取、追加データ提供）を含めた、大阪大学問題を報告しました。（文責：新屋敷）

## 近畿大学と定期交渉

近畿大学との定期交渉が 10 月 4 日に行われました。組合は①給与ランクの見直し、または一本化、②改正労働契約法の遵守、並びに 5 年上限ルールを適用しないこと、③現行 65 歳である任用年齢制限の 68 歳への延長、④21 号館 1 階の講師控室の座席不足の解消などを中心に要求しました。

大学側は、今年から講師・助教クラスの給与を改定しましたが、本務校のない非常勤講師は最高でも准教授クラスの 27,500 円にとどまります。教授クラスの 28,500 円にしても他大学より低い給与のままです。大学は、年齢や経験などの考慮すべき点もあるので、他大学の状況を踏まえ、検

討すると回答しました。②の 5 年上限ルールに関しては、現在のところ制限は設けてはいない、③任用年齢制限は原則 65 歳だが、カリキュラム運営上必要と認められるならばこの限りではない、④控室は個人ロッカーやパソコン用のデスクを設置したことで、14 席分が不足した状態になり、それに対して組合としては、隣接する学生ホールの改造や、各学部にも控室を設置するのはどうかと提案しました。現在特に懸案になりそうなのは、5 年ルールです。制限は設けないと言っていますが、組合としては今後も注視しなければならないと考えています。（文責：須摩）

## 大阪電気通信大学で不開講補償 3 ヶ月分に、控室のパソコンも新しいものと入れ替え実現!!

7 月 25 日の定期交渉で、大学が「検討し

回答します。」とした項目について 10 月 29

日に総務部長から団交担当者に直接、以下のような回答がありました。①不開講補償を現行の1ヶ月分から3ヶ月分に引き上げる。ただし、集中講義は除外する。このことは次年度の「雇用通知書」で周知する。②講師控室のパソコン6台のうち4台を新しいものと入れ替える。

定期交渉で、組合は不開講補償について1ヶ月分では補償にならない、もし不開講補償規定がない場合は民法上100%補償か、

少なくとも労働基準法の休業補償の60%となる、実際、他の組合が労基署に訴え100%支払えとの命令が出されていると追及した結果、3ヶ月分の回答になりました。控室のパソコンの入れ替えについては理系の大学にもかかわらず、古いWindows XPをいつまでも使っているのはおかしいと追及した結果、全部ではないが一部新しいパソコンに入れ替えました。11月25日から新しいものになりました。(文責・江尻)

## 12月4日に関西単一労働組合大阪大学分会と共同で阪大団交をします！

大阪大学は、関西圏大学非常勤講師組合や、阪大非常勤職員の問題に取り組む関西単一労働組合大阪大学分会（以下、阪大分会）との団体交渉の際に、団交時間を「1時間程度」に不当に制限し、組合側が発言しているにもかかわらず、1時間余りで大学側が一方的に退出してしまうことが、何度もありました。更に、阪大分会との交渉は「組合員の就業開始の1時間前の朝の9時から」としています。過去に大学は、阪大教職員組合と阪大箕面地区教職員組合との団交を「吹田キャンパスの昼休みの1時間」に不当に制限し、この専任2組合に不当労働行為の救済申し立てを大阪府労

働委員会と中央労働委員会に起こされ、大学が謝罪に追い込まれたこともありました。

また、関西圏大学非常勤講師組合と阪大分会との交渉に理事が出ることは決してなく、交渉権限が不明な事務方しか出てきません。そこで、両組合が共同で阪大に団体交渉を申し入れ、以下の日時で開催されることが決定しました：

12月4日（水）18時より、阪大吹田キャンパス コンベンションセンター2階会議室2

皆様の団交参加や両組合へのご支援をお願いします。(文責：新屋敷)

## 同志社大学、立命館大学、関西大学との定期交渉

同志社大学との定期交渉が12月12日（木）18時から有終館第1会議室でおこなわれます。専任には支給されていて非常勤講師に支給されていない「夜間手当」の問題と今出川キャンパスへの移転で控室にパソコン1台しかないなど劣悪な講師控室の改善が焦点になります。

立命館大学との定期交渉は12月18日（水）18時から朱雀キャンパスでおこなわれ

ます。「5年ルール」の導入をしないことを確約させることなどが焦点です。

また、関西大学との定期交渉は12月19日（木）17時半から関西大学会館3階第3会議室でおこなわれます。それぞれの大学に出講されている組合員の方で参加希望の方、組合に加入していないが参加を希望したい方は江尻までメールで連絡ください。

(honbudesk@gmail.com) (文責・江尻)

## 冬期カンパのお願い！！ 関西圏大学非常勤講師組合委員長 新屋敷 健

関西圏大学非常勤講師組合が結成されて、まもなく10年目を迎えようとしています。今年度は、国連社会権規約委員会でのジュネーブへの派遣費用、「5年ルール」撤回問題での首都圏組合との連携を強化する関係費用などの増加で組合財政は苦しいものとなっています。今後、組合活動をさらに強化していくには財政基盤の強化が不可欠です。大学非常勤講師運動を支援していただける皆様方のカンパへのご協力をお願いします。

(振替口座は 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」)

### 愚痴っていても何も変わらない

自らの権利を主張しない者を守る法律はない

## 今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の89%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いあなたも参加しませんか？大学の授業の約1/3を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけでなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付: [sodan@hijokin.org](mailto:sodan@hijokin.org)

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合 HP <http://www.hijokin.org/>の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-695-8031 江尻自宅)で申し込みの上、組合費1年分を郵便振替 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に 組合員として加入します賛助会員として加入します

氏名

氏名のフリガナ

住所 (        -        )

Tel

Fax

Email

専門分野

担当科目

非常勤出講先 (専任教員の方は専任教も)

組合費： 10000 円/年 (年収 150 万円未満の方は 4000 円/年)

賛助会費： 1 口 1000 円/年 (3 口以上の協力をお願いします)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話：06-6763-3201(江尻) 水の午後、木の午後 メール：[sodan@hijokin.org](mailto:sodan@hijokin.org)(随時)